

建設業における化学物質管理者講習テキスト (No.134000)

〈令和7年1月24日 初版〉

補足資料

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が令和7年5月に公布されました。テキストに掲載している関係法令の条文について、施行日以降の改正条文を補足内容欄に掲載しますので、ご参照ください。

令和7年6月26日

頁・箇所	初版（令和7年1月24日）	補足内容
176 安衛法第 27条	<p>労働安全衛生法第27条（労働者の遵守事項）</p> <p>第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>令和8年4月1日から施行</p>
177 安衛法第 57条の2	<p>労働安全衛生法第57条の2（文書の交付等）</p> <p>労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第56条第1項の物（以下この条及び次条第1項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第2項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>2 <u>通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第56条第1項の物（以下この条及び次条第1項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者（次項、第3項及び第9項並びに第100条第1項において「通知対象物譲渡者等」という。）は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第2項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>2 <u>通知対象物譲渡者等は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>通知対象物譲渡者等は、通知対象物に関する第1項第2号の成分（労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度を勘案して厚生労働省令で定める化学物質である成分に限る。）の情報が、秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であつて、公然と知られていないものである場合には、その旨を当該通知対象物を譲渡し、又は提供する相手方にあらかじめ明示した上で、当該成分の化学名における成分の構造又は構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名又は厚生労働省令で定める事項（以下「代替化学名等」という。）を定め、これを通知することをもつて前二項の規定による通知に代えることができる。</u></p> <p>4 <u>前項の規定に基づき代替化学名等の通知を行つた者（次項及び第103条第4項において「代替化学名等通知者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知に係る通知対象物の成分、通知した代替化学名等その他の厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。</u></p> <p>5 <u>代替化学名等通知者は、通知対象物による健康障害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、医師による診断、治療その他の厚生労働省令で定め</u></p>

頁・箇所	初版（令和7年1月24日）	補足内容
	<p>(新設)</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>る行為のために必要があるときは、当該医師の求めに応じて、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知対象物の成分の情報を当該医師に開示しなければならない。</p> <p>6 第3項の規定により通知対象物の成分について代替化学名等を通知された者は、当該通知対象物を譲渡し、又は提供する場合には、当該通知対象物の成分について代替化学名等を通知された旨を当該通知対象物を譲渡し、又は提供する相手方にあらかじめ明示した上で、代替化学名等を通知することもって第1項又は第2項の規定による通知に代えることができる。この項の規定により代替化学名等を通知された者についても、同様とする。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、第1項及び第2項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>8 厚生労働大臣は、第3項及び第6項の代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。</p> <p>9 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、通知対象物譲渡者等に対し、必要な指導等を行うことができる。</p> <p style="color:red;">令和8年4月1日から施行</p>
178 安衛法第 119条	<p>労働安全衛生法第119条（罰則）</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>1 第14条、第20条から第25条まで、第25条の2第1項、第30条の3第1項若しくは第4項、第31条第1項1項、第31条の2、第33条第1項若しくは第2項、第34条、第35条、第38条第1項、第40条第1項、第42条、第43条、第44条第6項、第44条の2第7項、第56条第3項若しくは第4項、第57条の4第5項、第57条の5第5項、第59条第3項、第61条第1項、第65条第1項、<u>第65条の4</u>、第68条、第89条第5項（第89条の2第2項において準用する場合を含む。）、第97条第2項、第105条又は第108条の2第4項の規定に違反した者</p> <p>2 第43条の2、第56条第5項、第88条第6項、第98条第1項又は第99条第1項の規定による命令に違反した者</p> <p>3 第57条第1項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第2項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者</p> <p>(新設)</p> <p>4 第61条第4項の規定に基づく厚生労働省令に違反した者</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>1 第14条、第20条から第25条まで、第25条の2第1項、第30条の3第1項若しくは第4項、第31条第1項1項、第31条の2、第33条第1項若しくは第2項、第34条、第35条、第38条第1項、第40条第1項、第42条、第43条、第44条第6項、第44条の2第7項、第56条第3項若しくは第4項、第57条の4第5項、第57条の5第5項、第59条第3項若しくは第4項、第61条第1項、第65条第1項、<u>第65条の3第1項、第65条の5</u>、第68条、第89条第5項（第89条の2第2項において準用する場合を含む。）、第97条第2項若しくは第3項、第105条又は第108条の2第4項の規定に違反したとき。</p> <p>2 第43条の2、第56条第5項、第88条第6項、第98条第1項又は第99条第1項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>3 第57条第1項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第2項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付したとき。</p> <p>4 <u>第57条の2第1項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。</u></p> <p>5 第61条第4項の規定に基づく厚生労働省令に違反したとき。</p> <p style="color:red;">令和9年4月1日から施行</p>